

# 測量成果の活用に関する提言書

平成20年3月

測量行政懇談会

# 測量成果の活用に関する提言書

## まえがき

測量によって得られた成果の活用を一層促進するために、基本測量の測量成果（国が作成した地図（数値地図を含む。）及び空中写真（以下「地図等」という。））をインターネットにより提供する制度の創設や、地図等の測量成果の複製等に係る規制の合理化等を目的とした測量法の一部を改正する法律が、平成19年5月に成立・公布され、平成20年4月から施行されることとなった。

また、測量法の改正に先立ち「規制改革・民間開放推進3カ年計画（再改定）」においては、「基本測量成果、公共測量成果については適正な対価を支払えば、営利目的でそのまま複製する場合であっても複製可能とする方法を含め、測量成果の流通を促進するための対価及び利用制限のより効率的な在り方について検討する。」また、「公共測量成果に関しては、公共団体に周知するためのガイドラインの作成等についても検討する。」との答申がなされている。

一方、地理空間情報の活用の推進に関する施策に関し、基本理念や施策の基本となる事項等を定めた地理空間情報活用推進基本法が平成19年5月に成立・公布され、同年8月から施行されている。同法第18条第1項において「国及び地方公共団体は、基盤地図情報等が社会全体において利用されることが地理空間情報の高度な活用に資することにかんがみ、基盤地図情報の積極的な提供、統計情報、測量に係る画像情報等の電磁的方式による整備及びその提供その他の地理空間情報の円滑な流通に必要な施策を講ずるものとする。」と規定され、さらに同条第2項において「国は、その保有する基盤地図情報等を原則としてインターネットを利用して無償で提供するものとする。」と規定されたところである。

これらを踏まえ、測量行政懇談会は測量成果活用部会（部会長：浅見泰司 東京大学空間情報科学研究センター副センター長）を設置して、地図等の基本測量成果のインターネット提供の具体的な運用について、複製承認の基準など、複製承認の具体的な運用のあり方について、公共測量成果のワンストップサービスのあり方について専門的に検討を行うこととした。

本提言書は、上記検討事項のうち、これまで検討した 及び について、提言を行うものである。

# 提 言 書 の 概 要

## 国土地理院が行う基本測量とその基本測量成果の理念

(1) 国土地理院が行う基準点測量や基本図作成等の基本測量は、すべての測量の基礎となる測量であり、国（社会）全体の利益のため、税によってまかなわれ、国が責任を持って行うべき

- ・ 国土地理院が実施している基本測量は、国土に関する最も基礎的かつ科学的なデータを収集するものであり、国家の責務である領土の明示、国の安全確保・危機管理、地震その他の災害対策等に不可欠である。したがって、基本測量は国の機関すなわち国土地理院が責任を持って行うべきである。

(2) 基本測量成果は、社会全体に広く利用されるべき情報インフラであり、誰でも簡便・迅速に、無償で提供を受けられることが原則

- ・ 基本測量成果である基本的な地理空間情報（位置情報及びその関連情報）は、基盤地図情報（電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる情報として測量の基準点、海岸線等の13項目が定められている）を含め、国民生活に不可欠なものであって、国及び地方公共団体の諸行政や一般の利用など、社会全体に広く利用されるべき情報インフラであり、誰でも簡便・迅速に、無償で提供を受けられることが原則である。
- ・ 基本測量成果である地図等を国民に提供するため、この刊行またはインターネット・ダウンロード提供が国土交通大臣の義務とされている。

(3) 提供のために費用を要する場合や、利用者が自己の目的のために活用することができる提供の場合には、その提供に要する費用を勘案し、利用者が低廉に入手できるようにすべき

- ・ 地図等の基本測量成果を単に閲覧するのみではなく、実際に入手することにより、その地図等に必要な情報を書き込む、外出先に携帯する等、利用者が様々な自己の目的に活用できるようにする提供方法にあっては、情報の提供に要する費用を勘案し、利用者が低廉に入手できるようにすべきである。

(4) 基本測量成果の複製を承認するにあたっては、基本測量成果が広く活用されることを図るため無償とすることを基本とすべきであるが、基盤地図情報等を含め営利目的でそのまま複製するものについては有償とすることが妥当

- ・ 基本測量成果は、国民共有の財産であり、営利目的でそのまま複製するものは、その利益が一部に属することが明確であるため、無償で承認するのは適切ではない。

## 国土地理院の地図等のインターネット・ダウンロード提供の具体的な運用について

(1) デジタル地図の広範な普及及びその提供に対するニーズを踏まえ、インターネットでダウンロード提供する地図等の種類を増やしていくべき

- ・ インターネットによる提供は、当面は、数値地図25000（地図画像）など現在CD-ROMにより刊行され広く利用されている地図から提供することとし、今後、ダウンロード提供できる地図等の種類を増やしていくべきである。

(2) インターネット・ダウンロード提供は、提供に要する費用を勘案し、利用者が低廉に提供を受けられるようにすべき

- ・ 新たに行うインターネットによる地図等のダウンロード提供は、これまで行ってきた地図等の刊行と同様に、地図等を入手した利用者が様々な自己の目的に活用できるようにする提供方法であるため、サーバーの設置・管理等の提供に要する費用を勘案し、利用者が低廉に提供を受けられるようにすべきである。

(3) 国土地理院は、国や地方公共団体等が行う公共測量について、その測量を計画した機関の了解が得られた測量成果の写しについては、インターネットによりダウンロード提供すべき

- ・ 測量計画機関（公共測量を計画した国、地方公共団体等をいう。）から送付を受けた公共測量の測量成果の写しについても、当該測量計画機関の了解を得たものは、国土地理院からインターネットによりダウンロード提供することを検討すべきである。

(4) 基盤地図情報等は、国土地理院からインターネットにより利用者が容易に無償で閲覧又はダウンロードを行えるシステムとすべき

- ・ 基盤地図情報等の「等」は、統計情報及び測量に係る画像情報等を意味するものと解され、国土地理院が整備するものは、例えば、現在閲覧に供している空中写真が該当すると考えられる。

## 複製承認の基準など、複製承認の具体的運用のあり方について

(1) 国土地理院は、測量成果の複製承認にあたっては、正確性が担保される範囲内で、手続の合理化を図り、利用の促進のため無償で承認することを基本とすべき

(2) ただし、国土地理院は、2万5千分1地形図など有償で提供される基本測量成果のデッドコピーについては、当面の間、承認すべきではない

- ・ これまで複製を承認することが禁止されていた営利目的でのそのまま複製については、今回の測量法改正により承認することができるようになった。しかし、国土地理院の地図等に何ら手を加えずに全く同じものを複製した(デッドコピー)紛らわしい複製物が多数流通すると、国土地理院が地図等を広く国民に対して低廉に提供することが難しくなる。このため、2万5千分1地形図などの有償で提供される基本測量成果については、これまでどおり当面の間は営利・非営利目的ともにデッドコピーを承認すべきではない。
- ・ 無償で提供される基盤地図情報等は、利用者の負担なしで広く利用されるべきものであることから、デッドコピーであっても同一性や精度が担保されることを条件に複製を承認し、その活用を推進すべきである。

(3) 国土地理院は、新たに承認することができることとなった「営利目的でのそのまま複製」を承認する場合には、当面の間、有償とするのが妥当

- ・ 「そのまま複製」のうち、デッドコピーは承認すべきではないが、基盤地図情報等を含む基本測量成果について、微少な変更に止まる複製(多少手を加えてあっても国土地理院の地図等と比較して一見して違いが明確に判別できない複製)を営利目的で行うものを承認する場合には、当面の間、有償とすべきである。

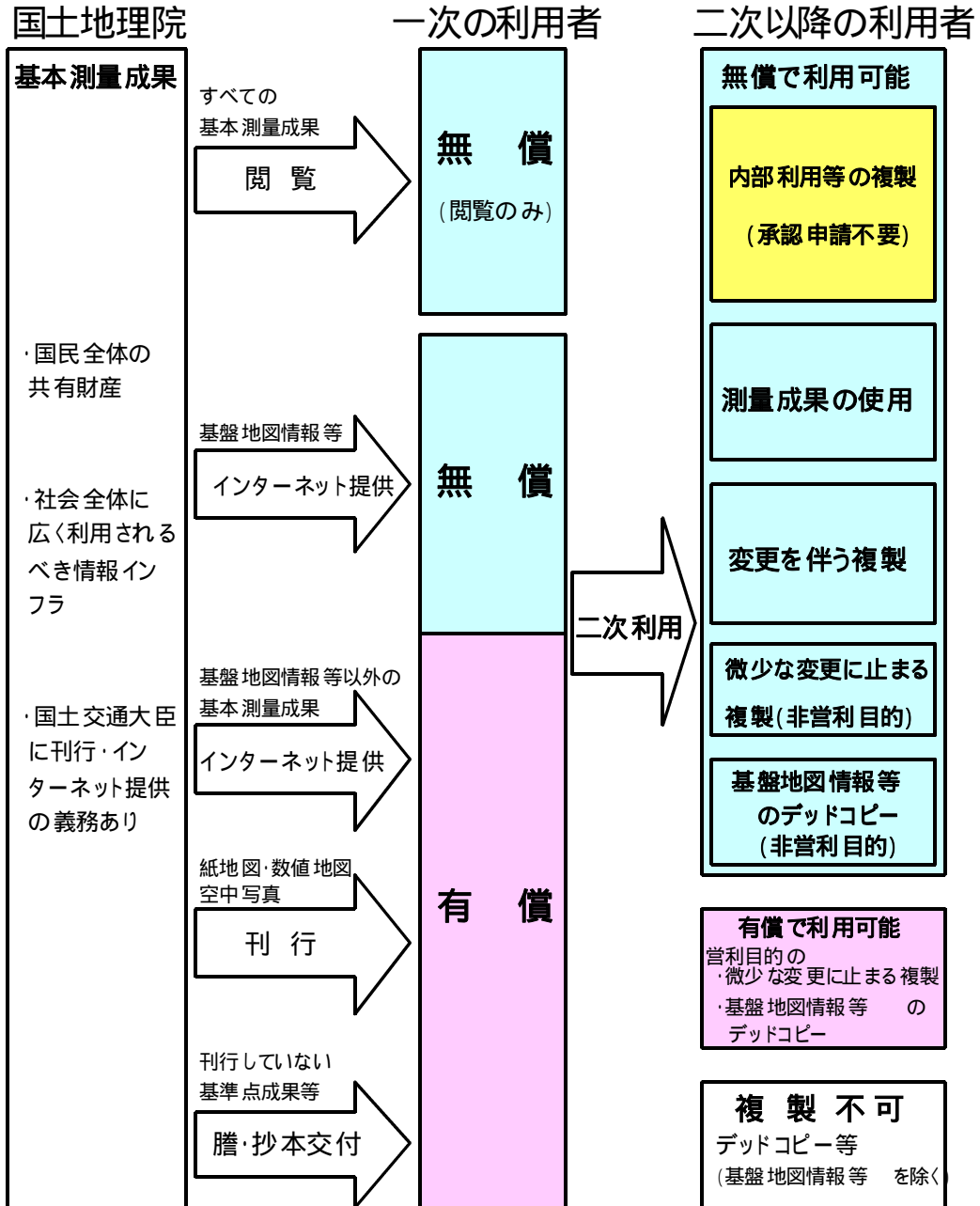
(4) 地方公共団体等における公共測量の測量成果の複製承認については、参考となる基準を国土地理院が示すべき

- ・ 測量成果の複製の承認に関する基準は、行政手続法に規定する審査基準に該当するため、公共測量の測量成果の複製について承認を行う測量計画機関においても定めるとともに公開する義務がある。

# 基本測量成果の提供及びその利用の取扱い

誰でも簡便・迅速に、無償ないし低廉に提供を受けられることが基本

測量成果の幅広い流通と利用を促進し、測量の重複を除くとともに、測量の正確さを確保



無償で提供される基盤地図情報等

## 目 次

・地図等の基本測量成果のインターネット提供の具体的な運用について	1
1．測量法に規定する測量成果の公表・公開及び今回の法改正の趣旨	1
（1）現行の測量成果の公表・公開	1
（2）今回の法改正の趣旨	1
2．測量法で規定する「測量成果」と地理空間情報活用推進基本法で規定する「基盤地図情報等」との関係	3
（1）測量成果と基盤地図情報との関係	3
（2）基盤地図情報等の提供	3
3．検討課題	4
4．検討結果	4
（1）基本的な考え方	4
（2）インターネット提供の仕組みについて	5
（3）提供料金と徴収方法について	7
・複製承認の基準（ガイドライン）など、複製承認の具体的な運用のあり方について	8
1．測量法第29条及び第43条の改正の趣旨	8
2．複製承認基準（ガイドライン）策定の背景	9
3．検討課題	10
4．検討結果	10
（1）基本的な考え方	10
1）有償で提供される基本測量成果の複製	10
2）基盤地図情報等の複製	12
（2）基本測量成果の複製承認の具体的な運用の基準	13
1）承認申請を必要・不要とする基準	13
2）承認を可・不可とする基準	14
3）承認する場合において有償とするもの	15
4）基本測量成果の使用との関係	16
（3）今後の検討事項	16
別紙1 主な基本測量成果	17
別紙2 地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令	18
参考 基本測量成果の複製承認基準の概要	20
測量行政懇談会 委員名簿	21
測量成果活用部会 委員名簿	22
平成19年度の検討の経緯	23

## 地図等の基本測量成果のインターネット提供の具体的な運用について

### 1. 測量法に規定する測量成果の公表・公開及び今回の法改正の趣旨

#### (1) 現行の測量成果の公表・公開

国土地理院が行う基本測量及び国や公共団体が行う公共測量の測量成果の公表・公開については、測量法第27条、第28条及び第42条に規定されている。

第27条第1項は、基本測量の測量成果（以下「基本測量成果」という。主な基本測量成果は、別紙1のとおり）は、測量の目的・精度からして、すべての測量のうちでも最も利用性の高いものであることに鑑み、官報による公告によって公表すべきことを国土交通大臣に義務づけている。

同条第2項は、基本測量成果である地図（数値地図を含む。）及び空中写真（以下「地図等」という。）は、国土の位置・形状を規定し、国内外に提示すること、国や地方公共団体の行政目的での利活用、民間の事業のための利活用、学術研究等のための利活用など、国民生活に不可欠な情報であり、測量成果としての利用性は基本測量の中でも最も高く、かつ、万が一地図等に瑕疵があった場合における社会全体の利益を害する程度が甚大であることに鑑みて、このような基本的な地図等については、広く国民に低廉に提供する必要があることから、国土交通大臣が自ら刊行することを義務づけている。

同条第3項は、基本測量の測量成果及び測量記録を保管し、これらを一般の閲覧に供することを国土地理院の長に義務づけている。

また、第28条は、基本測量の測量成果及び測量記録について、閲覧や謄本・抄本の交付の手續を規定しており、電子基準点等の成果表や点の記等を求める者に交付している。

さらに、第42条には、公共測量の測量成果及び測量記録の写しについても、一般の閲覧に供し、謄本・抄本の交付を国土地理院の長が行うことが規定されている。

#### (2) 今回の法改正の趣旨

##### 改正測量法

##### （測量成果の公表及び保管）

第27条 国土交通大臣は、基本測量の測量成果を得たときは、当該測量の種類、精度並びにその実施の時期及び地域その他必要と認める事項を官報で公告しなければならない。



- 2 国土交通大臣は、基本測量の測量成果のうち地図その他一般の利用に供することが必要と認められるものについては、これらを刊行し、又はこれらの内容である情報を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとらなければならない。
- 3 国土地理院の長は、基本測量の測量成果及び測量記録を保管し、国土交通省令で定めるところにより、これを一般の閲覧に供しなければならない。

（測量成果の公開）

第28条 基本測量の測量成果及び測量記録の謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土地理院の長に申請をしなければならない。

- 2 前項の規定により謄本又は抄本の交付の申請をする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納めなければならない。

（測量成果の写しの保管及び閲覧）

第42条 国土地理院の長は、第40条第1項の測量成果の写し及び同条第2項の測量記録の写しを保管し、国土交通省令で定めるところにより、これらを一般の閲覧に供しなければならない。

- 2 前項に規定する測量成果の写し及び測量記録の写しの謄本又は抄本の交付を受けようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土地理院の長に申請をしなければならない。この場合においては、第28条第2項の規定を準用する。
- 3 測量計画機関は、当該測量計画機関の作成に係る測量成果及び測量記録の保管並びに当該測量成果に係る次条又は第44条第1項の承認の申請の受理に関する事務を国土地理院の長に委託することができる。

第27条第2項に規定する「刊行」とは、紙やCD-ROMなどの有体物を前提としたものであり、無体物であるインターネット上の情報を提供することを含まない。つまり、これまでの地図等の基本測量成果の提供義務の履行方法は、紙地図やCD-ROM等の刊行に限定されていた。

このため、地震等の災害時に関係機関が迅速に地図を入手できるようにすることや、各地方公共団体における防災マップや地方公共団体や民間で取り組まれているGISの基盤となる地図データの更新頻度の向上など、更新された基本測量成果を短期間で提供することができるよう、より効率的な基本測量成果の提供方法が求められていることから、これまでの紙地図やCD-ROM等の刊行だけでなく、新たにインターネットにより広く提供できるよう測量法の改正を行ったものである。

## 2. 測量法で規定する「測量成果」と地理空間情報活用推進基本法で規定する「基盤地図情報等」との関係

### (1) 測量成果と基盤地図情報との関係

測量成果は、測量法第9条に「当該測量において最終の目的として得た結果をいい」と定義されており、基本測量成果としては基準点成果、各種の紙地図、数値地図、空中写真等が該当する。

また、基盤地図情報は、地理空間情報活用推進基本法（以下「基本法」という。）第2条第3項に「地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となる測量の基準点、海岸線、公共施設の境界線、行政区画その他の国土交通省令で定めるものの位置情報（国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）であって電磁的方式により記録されたものをいう。」と定義され、別紙2のとおり国土交通省令により基盤地図情報に係る項目及びその基準が規定されている。

この基盤地図情報は、同国土交通省令により測量法に規定する基本測量、公共測量又は水路業務法に規定する水路測量の成果であることが基準とされており、このうち、基本測量及び公共測量の測量成果である基盤地図情報を複製しようとする場合又は使用して測量を実施しようとする場合には、測量法の適用を受けることになる。

なお、国土地理院が保有する基本測量成果のうち、基盤地図情報に該当しないものとしては、各種の紙地図、空中写真等がある。

### (2) 基盤地図情報等の提供

基本法第18条第1項では、「基盤地図情報等が社会全体において利用されることが地理空間情報の高度な活用に資することにかんがみ」と述べたうえで、「地理空間情報の円滑な流通に必要な施策」の例示として「基盤地図情報の積極的な提供、統計情報、測量に係る画像情報等の電磁的方式による整備及びその提供」を掲げている。このことから、同条第2項において「国は、その保有する基盤地図情報等を原則としてインターネットを利用して無償で提供するものとする。」と規定されている「基盤地図情報等」の「等」は、「統計情報、測量に係る画像情報等」を意味するものと解される。ここでいう統計情報には、国勢調査に関する情報や事業所・企業統計調査に関する情報などが該当する。また、測量に係る画像情報等には、空中写真や衛星画像が該当し、このうち、国土地理院が整備するものとしては、例えば、現在閲覧に供している空中写真が該当すると考えられる。

この基本法に規定するインターネットを利用した「提供」とは、測量法が閲覧と提供とを分けて規定していることから、閲覧又はダウンロードによる

ものを指すと解される。(ちなみに、測量法の「インターネット提供」は、ダウンロードのみを指すものである。)

なお、この「原則として」とされているインターネットを利用した無償での提供については、データが大容量であるためインターネットによる提供に適さない、共同著作物等の著作権等の問題がある、行政機関や民間事業者等の事務、事業に支障がある等の理由があるものについては、インターネットでの提供ができないこと、又は有償で提供する場合があると考えられる。例えば、空中写真の場合、高解像度のものは、データが大容量となることからインターネットからのダウンロードには適さない場合があるとともに、インターネットにより提供されると個人に関する情報や国の安全保障に係る情報が誰でも容易に入手でき、流通することも想定されることからインターネットでの提供については必要な措置を検討すべきである。(測量行政懇談会報告書[平成19年3月]3.4節参照)

### 3. 検討課題

基本測量成果である地図等を国民へ提供する方法として、従来の紙地図、数値地図(CD-ROM)などの刊行の他に、新たにインターネットによるダウンロード提供を加えることにより、災害時における地元市町村など関係機関への迅速な地図の提供、防災マップやGISの基盤となる地図データの更新頻度の向上など、従来の印刷物を中心とした刊行物の短所を補うことができる。

については、地図等をインターネットを利用して国民に広く提供できるように措置を講ずるため、その具体的な運用について、次の課題に関して検討を行うこととした。

インターネットによるダウンロード提供の仕組みは、いかにあるべきか

提供料金と徴収方法は、いかにあるべきか

### 4. 検討結果

#### (1) 基本的な考え方

基準点測量や基本図作成等の基本測量は、すべての測量の基礎となる測量で、国土に関する最も基礎的かつ科学的なデータを収集するものであり、国家の責務である領土の明示、国の安全確保・危機管理、地震その他の災害対策等に不可欠である。したがって、基本測量は国(社会)全体の利益のため、税によってまかなわれ、国の機関すなわち国土院が責任を持って実施すべきである。

この基本測量によって得られる基本的な地理空間情報は、基盤地図情報を含め、国民生活に不可欠なものであって、国及び地方公共団体の諸行政のほか、一般の利用など、社会全体に広く利用されるべき情報インフラであるた

め、誰でも簡便・迅速に、無償で提供を受けられることが原則である。また、提供のために費用を要する場合や、地図等の基本測量成果を単に閲覧するのみではなく、実際に入手することにより、その地図等に必要な情報を書き込む、外出先に携帯する等、利用者が様々な自己の目的に活用できるようにする提供方法にあっては、情報の提供に要する費用を勘案し、利用者が低廉に入手できるようにすべきである。

新たに行うインターネットによる地図等のダウンロード提供は、これまで行ってきた刊行と同様に、単に閲覧するのみではなく、実際に地図等を入手した利用者が様々な自己の目的に活用できるようにする提供方法であるため、サーバーの設置・管理等の提供に要する費用を勘案し、利用者が低廉に提供を受けられるようにすべきである。

## (2) インターネット提供の仕組みについて

### インターネット提供する測量成果について

デジタル地図の広範な普及及びその提供に対するニーズを踏まえ、地図等の基本測量成果を可能な限り、インターネット提供すべきであり、当面は、現在刊行されている地図等のうち、2万5千分1地形図(紙地図)を画像データとして電子化した数値地図25000(地図画像)など、CD-ROMにより刊行され、広く利用されている地図から順次メッシュ(2万5千分1地形図の1枚単位)単位で提供することとし、今後、社会的ニーズも把握しつつ、インターネットによりダウンロード提供できる地図等の種類を増やしていくべきである。

また、基本法第18条第2項により「国は、その保有する基盤地図情報等を原則としてインターネットを利用して無償で提供するものとする。」と規定されているところであり、国土地理院が整備した基盤地図情報等については、基盤地図情報等が社会全体において利用されることが地理空間情報(空間上の特定の地点又は区域の位置を示す情報及びその情報に関連付けられた情報)の高度な活用に資することに鑑み、整備ができ次第、速やかに国民に提供するよう努めるべきである。

さらに基盤地図情報等の「等」については、空中写真が該当するが、現在、無償で閲覧に供している空中写真に加え、どのようなものを無償で提供すべきか、今後インターネットの性能向上が見込まれること等も考慮のうえ検討すべきである。

なお、測量法第40条の規定により測量計画機関から送付を受けた公共測量の測量成果(以下「公共測量成果」という。)の写しについては、現在、国土地理院の閲覧所窓口において閲覧や謄本・抄本の交付を行っているが、当該公共測量成果を作成した測量計画機関の了解が得られたものは、国土

地理院からインターネットによりダウンロード提供することを検討すべきである。

### インターネット提供システムの概要について

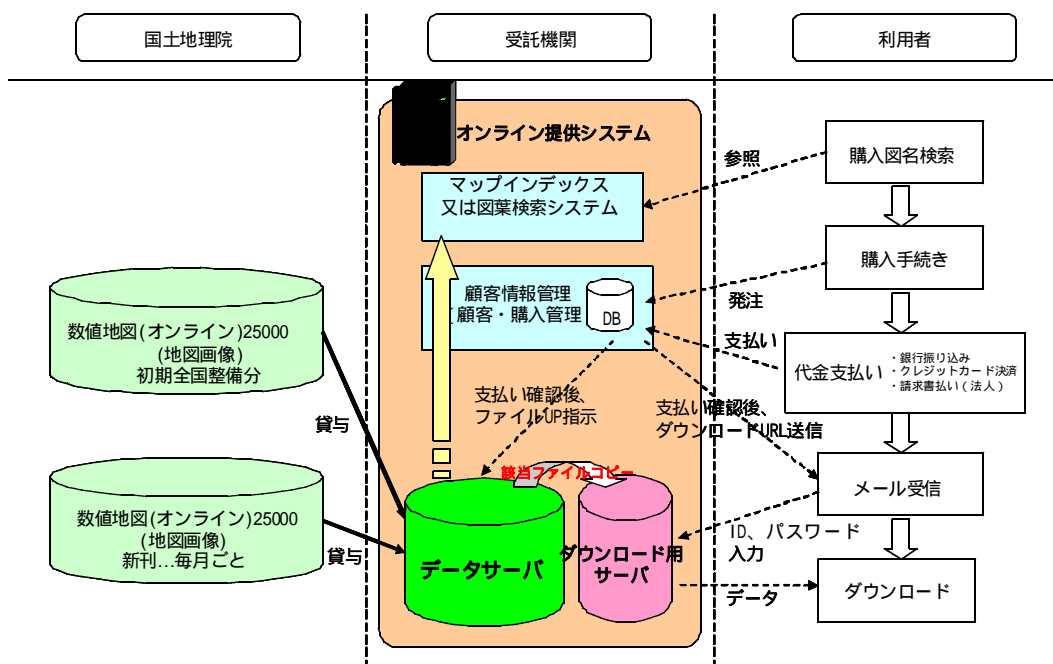
インターネット提供のシステムは、利用者が簡便な方法で基本測量成果を入手できるようにすべきである。

インターネット提供を行う基本測量成果のうち、基本法に基づき無償で提供することとなる基盤地図情報等は、国土地理院から提供し、利用者が容易に閲覧又はダウンロードを行えるシステムとすべきである。

一方、基盤地図情報等以外の基本測量成果のインターネット提供は、刊行と同様にその費用を受益者負担の考え方に基づき、利用者が適切な料金により負担するのが妥当である。こうした料金の徴収事務を伴う業務を効率的に行うには、国自ら行うのではなく、外部機関に委託して行うことを検討すべきである。

外部委託により基盤地図情報等以外の基本測量成果のインターネット提供を行う場合の提供システムのイメージは、下図のとおりである。

インターネット提供システムのイメージ



なお、今後は、基盤地図情報等及び公共測量成果も含め、インターネット提供システムに測量成果のデータの所在を管理するクリアリングハウスの機能と測量成果の複製承認システムの機能を連携するなど、利用者にとってさらに利用しやすいシステムとなるように検討すべきである。

### (3) 提供料金と徴収方法について

#### 提供料金

今回のインターネットによる基盤地図情報等以外の基本測量成果の提供は、従来、紙地図やCD-ROMで提供してきているものが、インターネットを介して誰でも入手できるようになるという提供手段の多様化であり、その提供料金の考え方は、(1)の基本的な考え方において述べたように、地図等の刊行における料金の考え方と変わるものではない。

刊行している地図の価格構成は、印刷経費等の実費、販売手数料、送料及び著作権使用料相当額を積み上げたものとなっている。一方、インターネット提供は、利用者がデータを直接ダウンロードすることから地図等のような販売手数料及び送料はかからないが、提供するデータが大容量であり、その蓄積・管理や電子的な提供に係るシステムを構築・維持管理する経費として相当な額を要することから有償で提供することとし、その提供料金は、システムの維持・保守等のインターネット提供に係る費用の実費に著作権使用料相当額を加えた額を基本とするのが妥当である。

また、インターネット提供の開始後も、当面の間、CD-ROMでの刊行が必要であることから、インターネット提供の料金については、現在CD-ROMで刊行されている数値地図(地図画像)の価格との均衡にも配慮する必要がある。さらに、インターネット提供する測量成果は、CD-ROMで提供されているものと同じデータであることから、著作権使用料相当額の率は、CD-ROMで刊行されている数値地図(地図画像)と同率とすることが適当である。

なお、基本測量成果は、国民や企業が直接的に活用し便益を受けることのできる公共用物としての性格を持つものであり、積極的に国民に広く提供されるべき国民共有の財産であるので、前述のとおり無償ないし低廉な料金で提供されるべきである。したがって、著作権使用料率等の社会的な水準も踏まえ、紙地図やCD-ROMで刊行されている測量成果も含めた提供料金のあり方について、国民の意見やニーズを勘案しつつ、継続して検討していくべきである。

#### 料金の徴収方法

インターネット提供を行う基本測量成果の料金徴収方法は、他の基本測量成果の提供に伴う料金徴収方法と同様に安全な方法で行うことが前提であるが、ダウンロード販売に伴うものであることから、安全性を確保したうえでのクレジットカードによる決済等、即時性といった利用者の利便性を考慮して定める必要がある。

また、料金徴収の際に知り得た個人情報には第三者に漏らしてはならない等、個人情報の保護については最大限の注意を払う必要がある。

## 複製承認の基準（ガイドライン）など、複製承認の具体的な運用のあり方について

### 1. 測量法第29条及び第43条の改正の趣旨

測量の正確さを確保するため、測量法では、基本測量及び公共測量を行う際の測量の基準を定めるとともに、公共測量については国土交通大臣による作業規程（観測機械の種類、観測方法、計算方法等を規定したもの）の承認、国土地理院の長による公共測量計画書に対する助言及び測量成果の審査という測量の実施段階における手続が定められている。しかし、これらにより正確な測量成果が作成されたとしても、測量成果を複製し利用する段階で誤差が生じ、正確さが損なわれては法の趣旨が達成されないおそれがあるため、第29条及び第43条に測量成果の複製に係る国土地理院の長及び測量計画機関の長による承認制度が設けられているところである。

#### 改正測量法

##### （測量成果の複製）

第29条 基本測量の測量成果のうち、地図その他の図表、成果表、写真又は成果を記録した文書（これらが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもつて作成されている場合における当該電磁的記録を含む。第43条において「図表等」という。）を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、あらかじめ、国土地理院の長の承認を得なければならない。

##### （測量成果の複製）

第43条 公共測量の測量成果のうち図表等を測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法であつて国土交通省令で定めるものにより不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする者は、あらかじめ、当該測量成果を得た測量計画機関の承認を得なければならない。

改正前の測量法では、測量成果を複製しようとするときには、目的によらず国土地理院の長又は測量計画機関の長の承認を得なければならないことと

していたが、複製が測量目的以外の内部利用に限られる場合など、国土地理院の長又は測量計画機関の長が、その複製の正確さを確認する必要性が低いものも存在した。

このため、測量法を改正し、測量の用に供し、刊行し、又は電磁的方法により不特定多数の者が提供を受けることができる状態に置く措置をとるために複製しようとする場合にのみ承認を要することとした。

また、改正前の測量法では、そのまま複製して、もっぱら営利の目的で販売するものであると認めるに足る十分な理由がある場合においては、承認をしてはならないとしていたため、近年普及されてきたGISソフトやハンディナビの背景図に国土地理院の地図をそのまま使いたいという要望に応えられない状況となっていた。

そこで、改正測量法では、そのまま複製して、もっぱら営利目的で販売する場合でも複製する内容によっては承認できるよう、一律に承認しないとする規定を削除することとした。

この改正により、個人的な使用や会社内での使用など内部利用のための複製は承認不要となり、国土地理院では、基本測量成果の複製承認申請数は平成18年度の約4,200件の約半分になる見込みである。また、紙以外の例えばプラスチックなどの素材に印刷した地図や国土地理院が刊行する地図とは異なる規格・編集の地図に国土地理院の地図をそのまま複製して使用する場合であっても承認されることとなるとともに、GISソフトやハンディナビの背景図として国土地理院の地図をそのまま複製して貼り付けることも、利用者がそれのみを取り出せないようにすることを条件に承認することが妥当であり、測量成果のさらなる普及と民間分野における新規商品の開発につながるものと考えられる。

## 2. 複製承認基準（ガイドライン）策定の背景

測量成果の複製の承認に関する基準は、行政手続法に規定する審査基準に該当するため、基本測量成果の複製承認を行う国土地理院及び公共測量成果の複製承認を行う測量計画機関は、これを定めるとともに公開する義務がある。

このため、国土地理院が改正測量法に基づいた基本測量成果の複製承認に関する基準を定め、これを公共測量成果の複製を承認する際のガイドラインとなるよう測量計画機関に示すとともに、この承認基準を一般に公開することにより、測量成果を複製しようとする者が誰でも簡単に承認申請手続の要否、手続方法が分かるようにしようとするものである。



### 3. 検討課題

改正測量法に基づいた基本測量成果の複製承認基準の策定にあたり、複製承認の具体的な運用のあり方について、次の課題に関して検討を行うこととした。

承認を必要・不要とする基準は、いかにあるべきか

そのまま複製して営利目的で販売する場合に、承認を可・不可とする基準は、いかにあるべきか

そのまま複製して営利目的で販売するものに対して複製を承認した場合、有償とすべきか

### 4. 検討結果

#### (1) 基本的な考え方

国土地理院は、測量成果の複製承認にあたっては、正確性が担保される範囲内で、手続の合理化を図り、利用の促進のため無償で承認することを基本とすべきである。

#### 1) 有償で提供される基本測量成果の複製

##### デッドコピーについて

測量成果活用部会での検討において、複製を承認する基準はデッドコピー（国土交通大臣が刊行又はインターネット提供する基本測量成果に対して、何ら手を加えずに全く同じものを複製しようとする場合をいう。以下同じ。）かどうかではなく、精度が担保されているかどうか重要であり、デッドコピーであっても審査した結果、精度が確保されていれば承認すべきではないかとの意見が出されたところである。

これまで複製を承認することが禁止させていた営利目的でのそのまま複製については、今回の測量法改正により承認することができるようになったが、2万5千分1地形図などの有償で提供される基本測量成果のデッドコピーを承認し、国土地理院の地図等と紛らわしい複製物が多数流通すると、国土地理院が地図等を広く国民に対して低廉に提供することが難しくなる。このため、有償で提供される基本測量成果については、これまでどおり営利・非営利目的ともにデッドコピーを承認すべきではないと考える。ただし、デッドコピーを承認すべきか否かについては、今後の社会状況等も勘案しながら継続的に検討していくべきものであることから、当面の間、非承認とすべきである。

##### 有償での複製承認について

これまで承認してはならないとされていた基本測量成果をそのまま複製

して営利目的で販売するものについて承認する場合に有償とすべきか否かについては、国土地理院が整備する地図等は公共財としての性格をもち、広く一般に活用が図られるようにするため無償で複製承認すべきとの意見が複数の委員から述べられたところである。特に地図等を利用する側からは、国で整備したものは無償で提供し、無償で複製を承認して欲しいとの意見が出された。

これまでも国土地理院が作成し刊行する地図等の販売価格に著作権使用料相当額を上乗せすることについては賛否両論があり、著作権使用料相当額の上乗せを認めないとする立場と、反対に、入手後の地図等の利用に対しても著作権を主張すべしとの立場の間で議論があるところである。しかしながら、今回の検討は、法改正により新しく承認可能となった「そのまま複製して営利目的で販売するもの」についてのみ、その取扱いを決めるものである。また、今回の法改正に先立ち、規制改革・民間開放推進3カ年計画（再改定）において「基本測量成果、公共測量成果については適正な対価を支払えば、営利目的でそのまま複製する場合であっても複製可能とする方法を含め、測量成果の流通を促進するための対価及び利用制限のより効率的な在り方について検討する。」との答申がなされている。さらに、法改正に当たっての国会審議において「税金を使って得た国民共有の財産を営利会社が無償で利用するのはおかしいのではないか」との質問に対し、国土地理院からは「国の地図の内容をそのまま営利目的で複製することは、著作権の考え方もあり、適正な対価を支払っていただくように検討していきたい。」との答弁がなされているところである。

これまで複製の承認にあたっては、基本測量成果は国民全体のいわば共有財産であり、広く一般に公開し、その利活用が図られるべきものであることから、すべて無償で承認されてきた。しかし、今回の法改正により、新たに複製の内容によっては承認することもできることとなった、これまでの「そのまま複製」のうち、有償で提供される基本測量成果のデッドコピーは承認すべきではないが、基盤地図情報等を含む基本測量成果について、微少な変更に止まる複製（多少手を加えてあっても国土地理院の地図等と比較して一見して違いが明確に判別できない複製）を営利目的で行うものについて承認する場合には、有償とするのが妥当であると考えられる。ただし、有償とする範囲については、今後の社会状況等も勘案しながら継続的に検討していくべきであることから、当面の間とすべきである。

基本測量成果の複製に係る料金の徴収については、様々な複製の態様があるため、個々の運用に際しては複製の目的や方法等の違いにより、料金

等に著しい差異が生じないように適切に決定していくべきものと考え、関係機関と協議のうえ、早期に結論を得て、ホームページ等で公表・周知すべきである。

なお、従来、測量法第30条に規定する基本測量成果の使用については、複製と同様に、国民共有の財産である基本測量成果を広く一般に公開し、利活用が図られるようにするとともに、民間が行う測量の正確性を確保する観点から無償で承認されてきたものであり、今後もこれまでどおりの扱いとすべきである。

## 2) 基盤地図情報等の複製

基本法に基づき国土地理院が整備し、インターネットを利用して無償で提供する基盤地図情報等も基本測量成果であり、正確さを確保する観点から、その複製にあたっては国土地理院の長の承認を要するものである。

### デッドコピーについて

基盤地図情報は、地理空間情報のうち、電子地図上における地理空間情報の位置を定めるための基準となるものであるため、その利用の仕方は、インターネットにより提供を受けた基盤地図情報を何ら手を加えずに全く同じものを複製して利用することが想定されるが、その複製を承認しないこととすると地理空間情報の活用が推進されなくなる。また、無償で提供される基盤地図情報等は、利用者の負担なしで広く利用されるべきものであることから、デッドコピーであっても同一性や精度が担保されることを条件に承認し、その活用を推進すべきである。

### 有償での複製承認について

「政府の地理情報の提供に関するガイドラインについて（平成15年4月17日、地理情報システム（GIS）関係省庁連絡会議申し合わせ）」において、「国有財産法の規制の対象は、政府が保有する地理情報そのものではなく、その著作権であるとされている。そのため、政府が自身の保有する地理情報をインターネット等により無償で提供する行為は、国有財産の処分にはあたらないため、情報の提供は可能である。有償で配布したいとの申し出があるなど財産としての価値が顕在化した場合は、その時点で、当該地理情報を管理する部署と協議し、利用を許可したい場合には国有財産の行政財産としての登録を行い、管理を開始することとなる。なお、その際は、行政財産としての用途又は目的を妨げない限度において使用を許可し、国は国有財産使用料を徴収することができる。」とされており、基本法に基づき国土地理院が整備し、インターネットを利用して無償で提供

する基盤地図情報等についても、原成果に対し何ら手を加えずに全く同じものを複製しようとする場合又は微少な変更に止まる複製をしようとする場合であって、営利目的で販売するものとみなすものを承認するにあたっては、当面の間、有償とするのが妥当である。

## (2) 基本測量成果の複製承認の具体的な運用の基準

以上の基本的な考え方に基づき、基本測量成果の複製承認の具体的な運用の基準は、以下のとおりとすべきである。

また、この基本測量成果の複製承認基準を参考にして、測量計画機関においては、公共測量成果の複製承認に関する基準を定めることが適当である。

ただし、承認にあたって有償とすべきか否かについては、各測量計画機関の判断に委ねられるべきである。

### 1) 承認申請を必要・不要とする基準

承認申請が必要なもの

#### ア 測量の用に供しようとする場合

測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製を行う場合

(「測量」とは、土地の測量をいい、地図の調製及び測量用写真の撮影を含むものとする。)

また、複製した者が測量に用いる場合は、測量行為の工程に含まれ、測量成果の使用に該当するため、測量法第30条の規定に基づく承認申請が必要となる。)

#### イ 刊行しようとする場合

有償か無償かは問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット、CD-ROM等で発行し、不特定多数(不特定かつ多数をいう。以下同じ。)の者が入手できる状態に置く場合(パソコンから印刷した出力図を広範に配布する等同様な効果がある行為も当該刊行に含まれるものとする。)

(具体例)

- ・ 市町村等が作成する管内図を庁舎のロビー等に置いて誰でも自由に持ち帰ることができるような場合には、不特定多数の者が入手できる状態に置く場合に該当する。

#### ウ 電磁的方法(インターネット等)により情報を提供しようとする場合

電気通信回線等を通じてインターネットや電子メール等の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者

に対して測量成果が入手又は閲覧可能な状態に置く場合  
(具体例)

- ・ インターネットを利用できる環境にある人なら誰でも見ることができるブログや誰でも会員になることができるコミュニティサイトに地図等を掲載して公開することや、メールマガジンにより大量に送付する行為は、不特定多数の者への公開に該当する。
- ・ 友人やクラスメート等、互いを特定できる者以外は参加できないサイトにおける公開は、不特定多数の者への公開には該当しない。

また、国土地理院が整備し、無償で提供する基盤地図情報等も基本測量成果であることから、基盤地図情報等を複製しようとする場合にあっては、上記ア、イ又はウのいずれかに該当する場合は、承認申請を要するものとする。

さらに、承認を受けて複製された測量成果を、承認を受けた者以外の者が複製しようとする場合で上記ア、イ又はウのいずれかに該当する場合には、国土地理院の長の承認を要するものとする。

承認申請が不要なもの

上記の「承認申請が必要なもの」に該当しないもの

(具体例)

- ・ 内部利用(概ね30部以内の複製であって、測量以外の目的で社内のみで利用する管内図、概ね30台以内のコンピュータ端末により社内のみで利用するイントラネット等)のための複製
- ・ 特定の者へ提供(自治体等へ提出する申請書の添付地図等)するための複製
- ・ 私的利用(家族内での利用)、教育機関における複製等
- ・ ハンカチやTシャツ等への印刷など、精度のないイラスト的なものとしての複製
- ・ 図書館での複製(全面1人1部)

## 2) 承認を可・不可とする基準

承認を可とするもの

申請内容に不備がなく、下記「承認を不可とするもの」に該当しないものは、承認するものとする。

ただし、国土交通大臣が刊行又はインターネット提供する基本測量成果(以下「原成果」という。)をGISソフトやハンディナビの背景図に使用

する場合は、利用者が原成果のみを取り出せないようにすることを条件とする。

承認を不可とするもの

ア 原成果に対し、何ら手を加えずに全く同じもの（独自データの付加、データの一部切り出し等がされていないもの）を複製しようとする場合など、国土交通大臣が行う地図等の刊行及びインターネット提供を害するおそれがあると認められるもの

ただし、無償で提供される基盤地図情報等は、この限りではない。

（具体例）

- ・ 地図等の頒布を目的とした複製で、地図等の図郭を接合しただけ又は図郭を接合して変更しただけのものや数値地図の形式を変換しただけのもの（例：TIFF形式　　BMP形式）

イ 申請内容に悪質な虚偽があるもの

ウ 公序良俗に反する目的又は犯罪行為に使用するための目的で複製しようとするもの

エ 複製しようとする測量成果が、申請された複製目的に照らして適切でないもの

オ 複製方法が適切ではなく、測量成果としての精度が確保されないもの

なお、承認後に、その承認した複製が上記アからオに該当すると認められる場合、又は承認の際に付す条件に従わなかった場合には、承認を取り消すことができるものとする。

### 3) 承認する場合において有償とするもの

次に掲げるものは、複製を承認する場合において、当面の間、有償とするものとする。

上記2)の の「承認を可とするもの」のうち、下記の「微少な変更」に止まる複製」及び「営利目的で販売するものとみなすもの」のいずれにも該当するもの

「微少な変更」に止まる複製」

基盤地図情報等を含む原成果に対し、データの削除又は独自データの付加をせず、次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 地図の複数の図郭を接合して必要な部分を切り出しただけのもの

イ 紙地図や空中写真を150%以下の割合に拡大、又は75%以上の割合に縮小しただけのもの（原成果と比較して、一見して違いが明確に判別できないため）

「営利目的で販売するものとみなすもの」

次のア又はイのいずれかに該当するもの

ア 経済的利潤を追求しているもの

イ 無償又は実費で頒布するとしても、その対価として有形、無形の経済的価値のあるものを取得するもの（営利目的としての広報行為を含む）

（具体例）

- ・ 無償で頒布するとしても、関連商品を有償で販売し利益を取得する場合
- ・ インターネットで無償公開しても、バナー広告等により利益を取得する場合
- ・ 不動産広告として無償で配布しても、不動産の販売により利益を取得する場合

無償で提供される基盤地図情報等の原成果に対し、何ら手を加えずに全く同じものを複製しようとする場合で、上記の「営利目的で販売するものとみなすもの」に該当するもの

#### 4) 基本測量成果の使用との関係

原成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除、又は著しい表現方法の変更を伴うものであって、新たに作成される成果が原成果とは別種の成果と判断される場合は、これを測量を実施する行為とみなし、測量法第30条の規定に基づく基本測量成果の使用として処理するものとする。

#### (3) 今後の検討事項

基本測量成果の複製を承認する範囲及び有償とする範囲については、今後の社会状況等も勘案しながら継続的に検討していくべきである。

また、(2)の1)の「承認申請が不要なもの」のうち、内部利用のための複製の範囲については、教育機関における授業等の生徒数を目安に「概ね30部以内」としているところであるが、今後の申請状況により複製の正確さを確認する点から支障がない状況と判断される場合には、範囲を拡大して一層の手続の簡素化を図るべきである。

さらに、公共測量を行う際に基本測量成果を複製しようとする場合は、公共測量の届出をするだけで複製承認の申請が省略できるようにすることなどについても検討すべきである。

## 主な基本測量成果

刊 行

紙 地 図	1 万分 1 地形図
	2 万 5 千分 1 地形図
	5 万分 1 地形図
	2 0 万分 1 地勢図
	5 0 万分 1 地方図
	1 0 0 万分 1 日本
	3 0 0 万分 1 日本とその周辺
	5 0 0 万分 1 日本とその周辺
	2 万 5 千分 1 集成図
	3 0 万分 1 集成図 (北方四島)
	2 万 5 千分 1 土地利用図
	5 万分 1 土地利用図
	2 0 万分 1 土地利用図
	2 万 5 千分 1 土地条件図
	5 千分 1 火山基本図
	1 万分 1 火山基本図
	2 万 5 千分 1 沿岸海域地形図
2 万 5 千分 1 沿岸海域土地条件図	
数 値 地 図 ( C D - R O M )	数値地図2500 (空間データ基盤)
	数値地図25000 (空間データ基盤)
	数値地図25000 (地図画像)
	数値地図50000 (地図画像)
	数値地図200000 (地図画像)
	数値地図25000 (行政界・海岸線)
	数値地図25000 (地名・公共施設)
	数値地図 5 mメッシュ (標高)
	数値地図 5 0 mメッシュ (標高)
空 中 写 真	印画紙、画像データ ( D V D - R 、 C D - R )

謄本・抄本交付

基準点成果表	三角点成果表、多角点成果表、水準点成果表、 電子基準点成果表、超長基線電波干渉計観測点成果表
基準点網図	三角点網図、多角点網図、水準点網図、電子基準点網図
旧版地図	



地理空間情報活用推進基本法第二条第三項の基盤地図情報に係る項目及び基盤地図情報が満たすべき基準に関する省令

1. 基盤地図情報に係る項目及び内容

項 目	内 容
測定の基準点	測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十条第一項に規定する永久標識又は水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第一条に規定する恒久標識
海岸線	海面が最高水面に達した時の陸地と海面との境界
公共施設の境界線（道路区域界）	道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路にあつては道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）第四条の二第四項第一号の道路の区域の境界線、道路法第二条第一項に規定する以外の道路にあつてはこれに準ずる境界線
公共施設の境界線（河川区域界）	河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項の河川区域又は同法第百条第一項の規定により指定された河川について準用される同法第六条第一項の区域及びその他の公共の用に供する水路である河川の境界線
行政区画の境界線及び代表点	行政区画（都道府県及び市区町村）の境界線とその代表点
道路線	道路法第二条第一項に規定する道路にあつては道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条に定める歩道、自転車道、自転車歩行者道、車道、中央帯、路肩、軌道敷、交通島又は植樹帯で構成される道路の部分の最も外側の線（植樹帯が最も外側にある場合にあつては、当該植樹帯を除いた道路の部分の最も外側の線をいう。）道路法第二条第一項に規定する以外の道路にあつてはこれに準ずる線
河川堤防の表法肩の法線	河川法第三条第二項の河川管理施設である堤防の表法肩の法線
軌道の中心線	軌道法（大正十年法律第七十六号）第一条第一項に規定する軌道及び同法が準用される軌道に準ずべきもの並びに鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第二条第一項に規定する鉄道事業に係る鉄道線路の中心線

項 目	内 容
標高点	標高を測量し、又は算定した地点（基準点を除く。）
水涯線	河川、湖沼及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路（下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二条第三号及び第四号に規定する公共下水道及び流域下水道であって、同条第六号に規定する終末処理場を設置しているもの（その流域下水道に接続する公共下水道を含む。）を除く。）の平水位における陸地と水面との境界線
建築物の外周線	建築基準法（昭和三十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物の屋根の外周線
市町村の町若しくは字の境界線及び代表点	町又は字の領域を囲む線とその代表点
街区の境界線及び代表点	住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第二条第一号の街区方式により住居表示されている地域にあつては、同号の定める街区符号が付された街区の境界線とその代表点、それ以外の地域にあつては、市町村内の町若しくは字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画した地域の境界線とその代表点

## 2. 基盤地図情報が満たすべき基準

その位置情報が次のいずれにも該当するものであること。

(1) 次に掲げるいずれかの測量の成果であること。

イ 測量法第四条に規定する基本測量

ロ 測量法第五条に規定する公共測量及び同法第四十七条の規定により公共測量として指定された測量（その成果について、同法第四十一条第二項の規定により国土院の長が十分な精度を有すると認めたものに限る。）

ハ 水路業務法（昭和三十五年法律第百二号）第九条第一項に規定する政令で定める測量の基準に従って行われた水路測量

(2) 次に掲げる精度を有する測量の成果であること。

イ 平面位置の誤差が、都市計画区域（都市計画法（昭和三十四年法律第百号）第四条第二項に規定する都市計画区域をいう。）内にあつては二・五メートル以内、都市計画区域外にあつては二十五メートル以内であること。

ロ 高さの誤差が、都市計画区域内にあつては一・メートル以内、都市計画区域外にあつては五・メートル以内であること。

## 基本測量成果の複製承認基準の概要

<p><b>承認申請が必要なもの</b></p> <p>測量の用に供しようとする場合          測量を実施する者に対して、測量成果を提供するために複製を行う場合</p> <p>刊行しようとする場合          有償が無償かを問わず、複製した測量成果及びそれを含む情報を書籍、パンフレット、CD-ROM等で発行し、不特定多数の者が入手できる状態に置く場合（パソコンから印刷した出力図を広範に配布する等、同様の効果がある行為を含む。）</p> <p>電磁的方法（インターネット等）により情報を提供しようとする場合          電気通信回線等を通じてインターネットや電子メール等の方法により、複製した測量成果及びそれを含む情報を公表し、不特定多数の者に対して測量成果が入手又は閲覧可能な状態に置く場合</p> <p>国土地理院が無償で提供する基盤地図情報等も基本測量成果であるため、上記に該当する複製をしようとする場合は、承認申請が必要となる。</p>	<p><b>承認を可とするもの</b></p> <p>申請内容に不備がなく、「承認を不可とするもの」に該当しないもの</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「微少な変更」に止まる複製」及び「営利目的で販売するものとみなすもの」のいずれにも該当するもの</li> <li>・ 基盤地図情報等の原成果に対し何ら手を加えずに全く同じものを複製する場合で、「営利目的で販売するものとみなすもの」に該当するもの</li> </ul> <p style="text-align: center;">有償で承認</p> </div>
<p><b>承認を不可とするもの</b></p> <p>デッドコピー（原成果に対し、何ら手を加えずに全く同じものを複製しようとする場合）など、国土交通大臣が行う刊行又はインターネット提供を害するおそれがあると認められるもの 等（ただし、基盤地図情報等を除く）</p>	
<p><b>承認申請が不要なもの（承認申請が必要な3要件に該当しないもの）</b></p> <p>（具体例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部利用のための複製（概ね30部以内の複製であって社内のみで利用する管内図、概ね30台以内のコンピュータ端末により社内のみで利用するイントラネット等）</li> <li>・ 特定の者へ提供するための複製（自治体等へ提出する申請書の添付地図等）</li> <li>・ 私的利用（家庭内での利用）、教育機関における複製等</li> <li>・ ハンカチやTシャツ等への印刷など、精度のないイラスト的なものとしての複製</li> <li>・ 図書館での複製（全面1人1部）</li> </ul>	

無償で提供される基盤地図情報等

# 測量行政懇談会 委員

(平成20年3月現在)

(委員は五十音順)

委員長	中村 英夫	武蔵工業大学学長
副委員長	大森 博雄	東京大学名誉教授
委員	浅見 泰司	東京大学空間情報科学研究センター教授
	井上由里子	神戸大学大学院法学研究科教授
	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	碓井 照子	奈良大学文学部教授
	大塚 冀一	(社)日本地図調製業協会副会長
	加藤 照之	東京大学地震研究所教授
	清瀬 和彦	茨城県企画部次長
	久住 時男	見附市長
	柴崎 亮介	東京大学空間情報科学研究センター長
	清水 英範	東京大学大学院工学系研究科教授
	杉本 陽一	(財)日本測量調査技術協会副会長
	本島 庸介	(社)全国測量設計業協会連合会副会長
	山田 義法	(NPO)国土空間データ基盤推進協議会事務局長

# 測量成果活用部会 委員

(平成20年3月現在)

(順不同)

部会長 浅見 泰司 東京大学空間情報科学研究センター副センター長  
【懇談会委員】

副部会長 泉 幸一 茨城県企画部情報政策課長

委員 宇賀 克也 東京大学大学院法学政治学研究科教授  
【懇談会委員】

委員 山口 成大 三重県政策部情報政策室地域情報化グループ主査

委員 細川與司勝 見附市企画調整課長補佐

オブザーバー 大浦 基弘 (社)日本地図調製業協会研究・教育委員会副委員長

オブザーバー 鈴木 征夫 (財)日本測量調査技術協会理事

オブザーバー 加納 正敏 (社)全国測量設計業協会連合会専務理事

オブザーバー 原田 有二 (NPO)国土空間データ基盤推進協議会主任研究員

## 平成19年度の検討の経緯

第3回 測量行政懇談会 平成19年7月30日(月)

- (1) 測量法改正について
- (2) 地理空間情報活用推進基本法について
- (3) 平成19年度の検討課題について
- (4) 部会の設置について

第1回 測量成果活用部会 平成19年8月7日(火)

- (1) 測量行政懇談会について
- (2) 測量成果活用部会について
- (3) 第166回通常国会において議論された事項
- (4) 地図等のインターネット提供の具体的運用について
- (5) 複製承認の基準など、複製承認の具体的運用のあり方について

第2回 測量成果活用部会 平成19年9月11日(火)

- (1) 地図等のインターネット提供の具体的運用について
- (2) 複製承認の基準など、複製承認の具体的運用のあり方について

第3回 測量成果活用部会 平成19年11月26日(月)

- (1) 測量成果の活用に関する提言書(案)のまとめについて

第4回 測量行政懇談会 平成19年12月25日(火)

- (1) 測量成果活用部会の報告書(測量成果の活用に関する提言書)について
- (2) 測量行政基本政策部会における審議状況について
- (3) 測量資格制度部会における審議状況について
- (4) 測量法施行令の改正について
- (5) 地理空間情報活用推進基本法の推進状況について

第4回 測量成果活用部会 平成20年2月5日(火)

- (1) 測量成果の活用に関する提言書(案)の再検討について
- (2) ワンストップサービスのあり方について

第5回 測量行政懇談会 平成20年3月7日(金)

- (1) 測量成果活用部会報告
- (2) 測量行政基本政策部会報告
- (3) 測量資格制度部会報告